

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
南大阪高等職業技術専門校	下記の業務委託契約について、請書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。 中央監視装置保守点検業務（594,000円） ・個人情報取扱作業責任者届（請書及び特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3）	検出事項について、請書（仕様書）に基づき、適正な事務処理を行われたい。	請書（仕様書）で定められた受注者からの届出を受理するとともに、業務委託契約に基づく手続を確認するよう所属内で周知徹底した。 今後は、業務委託契約に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
中央図書館	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出等を受注者から受理していなかった。</p> <p>(1) 大阪府立図書館情報システム運用管理業務（32,153,760円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3） ・総括責任者届（契約書第9条） ・業務従事者届（契約書第10条） <p>(2) 大阪府立図書館書庫出納案内表示システム等運用保守委託業務（3,909,600円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3） ・総括責任者届（契約書第8条） ・業務従事者届（契約書第9条） <p>(3) 大阪府立図書館情報システム機能拡充業務（5,778,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3） ・総括責任者届（契約書第8条） ・業務従事者届（契約書第9条） 	<p>検出事項について、業務委託契約書（仕様書）に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>業務委託契約書（仕様書）で定められた受注者からの届出の受理について、適正な事務処理を行うため、契約に基づく手続をあらかじめ確認するよう、周知徹底を行うとともに、検出事項のうち契約期間内のものについては、届出を受注者から受理した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月5日、事務局：平成29年10月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
佐野工科高等学校	<p>下記の業務委託契約について、契約に係る仕様書で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託※（57,456円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3） <p>※全日制・定時制の両課程に係る委託</p>	<p>検出事項について、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>業務委託契約書に係る仕様書に基づき、受注者からの届出を受理するとともに、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月16日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
東住吉支援学校	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出等を受注者から受理していなかった。</p> <p>大阪府立東住吉支援学校受付業務（1,290,344円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱作業責任者届（契約書第4条 特記仕様書Ⅱ第3） 	<p>検出事項について、業務委託契約書（仕様書）に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>業務委託契約書（仕様書）に基づき、受注者からの届出を受理するとともに、本件について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約書（仕様書）に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月24日、事務局：平成29年11月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
監査委員事務局 監査第一課	<p>下記の契約について、同条件での比較見積徴取となっていなかった。</p> <p>(1) 文書溶解処分委託 仕様書及び徴取していた見積書に箱の大きさ等の明示がない。</p> <p>(2) 指定物品「監査委員名札（卓上名札、在・不在名札）」の購入</p> <table border="1" data-bbox="596 642 1436 758"> <tr> <td colspan="2">卓上名札</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>脚台2</td> </tr> <tr> <td>不採用（ウェブページ参考価格）</td> <td>脚台なし</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="596 800 1436 915"> <tr> <td colspan="2">在・不在名札</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>両面</td> </tr> <tr> <td>不採用（ウェブページ参考価格）</td> <td>片面</td> </tr> </table>	卓上名札		仕様書	脚台2	不採用（ウェブページ参考価格）	脚台なし	在・不在名札		仕様書	両面	不採用（ウェブページ参考価格）	片面	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （見積書の徴取） 第62条 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認め、て知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第62条関係 3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。</p> </div>	<p>契約事務のルール等について、事務を担当するグループ内に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、委託業務内容及び購入物品の実態を踏まえ、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>
卓上名札															
仕様書	脚台2														
不採用（ウェブページ参考価格）	脚台なし														
在・不在名札															
仕様書	両面														
不採用（ウェブページ参考価格）	片面														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月22日）